

平安鎌倉時代に於ける

「ナヲバ——トイフ」と「——トナヅク」について

鈴木 惠

目次

一、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ——トイフ」「——トナヅク」の併存状況

二、「ナヲバ——トイフ」「——トナヅク」の意味用法

I 両表現の原義

II 和文資料に於ける使用例

三、訓点資料に於ける意味用法の通時的検討

四、周辺資料に於ける使用状況——和化漢文資料・和漢混淆文資料——

一、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ——トイフ」「——トナヅク」の併存状況

地獄草紙の、安住院本・原家本（ポストーン博物館蔵本を含む）・益田家本甲巻・同乙巻（松永記念館蔵本を含む）、並びに餓鬼草紙の曹源寺本は、後白河法皇遺愛の「六道絵」一具の中の片割れとされており、絵画史・風俗史・書道史より推して、院政時代末期、治承二年（一一七八）から建久三年（一一九二）までの間に成立したものと推定されている。⁽¹⁾

これらの詞書に於ける表現の仕方は、諸本、或いは章段の別により、若干の相違が認められるのであるが、大局的には、極めて類型化された表現（表現類型）を取っていることが判る。⁽²⁾ その一端は、詞書冒頭の第一・二文に於ける、

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ——トイフ」と「——トナヅク」について

- (1) また別所あり。なをば屎糞所といふ。(原家本Ⅰ)
 - (2) また別所あり。名をば鉄釜所といふ。(ポストン博物館蔵本)
 - (3) また、この地獄に別所あり。なをば火末虫といふ。(安住院本Ⅱ)
 - (4) また、この地獄に別所あり。なをば雲火霧処といふ。(同Ⅲ)
 - (5) 鉄匣山のあひだに地獄あり。なをば剝肉といふ。(益田家本甲巻Ⅳ)
 - (6) 鉄匣山のあひだに地獄あり。なをば解身といふ。(同Ⅵ)
- 等の表現によっても知られる所である。就中、第二文に於ける「ナヲバ——トイフ」の表現は、右に共通して用いられているのみならず、冒頭の第一文に於いて、別所(小地獄)の存在を明示した事を承けて、「この名称は——と云うのである」の如く、その既存の名称を説明するという、重要な役割を担っている表現と考えられるのである。
- ところが、同時に、
- (7) また、この地獄に別所あり。鶏地獄となづく。(原家本Ⅳ)
 - (8) 鉄匣山のあひだに、ひとつの地獄あり。鉄山となづく。(益田家本甲巻Ⅷ)
- の如く、同じく第二文でありながら、「——トナツク」という表現を採るものも存するのであり、その類例も尠くない。
- (9) あるいはまた、かはあり。熱沸河となづく。(安住院本Ⅳ)
 - (10) 鬼あり。食水となづく。(曹源寺本餓鬼草紙Ⅰ)
 - (11) おにあり。焰口となづく。(同Ⅵ)
 - (12) かみに、天形星となづくるほします。 (益田家本乙巻Ⅰ)
 - (13) 瞻部洲のあいだに、鐘馗となづくるものあり。(同Ⅳ)
- これらも亦、既に存在する所の別所(小地獄)・河・鬼等の名称を説明する場面とされることから、地獄草紙の詞書に於いて

は、同様の場面に「ナヲバ——トイフ」「——トナツク」の二つの表現が併存する状況が看取されるのである。

二、「ナヲバ——トイフ」「——トナツク」の意味用法

I 両表現の原義

右の現象は、一言語事象の問題に過ぎないかも知れないが、当代の言語の状況を考える上で、極めて重要な事実とされる。そこで、先ず二・三の上代資料を分析することによって、その原義的意味用法を探ってみたい。

万葉集には、「ナヲバ——トイフ」の類は看取されないが、「ナツク」は六例が拾われ、このうち四例が「——トナツク」である。

(14) 石花海跡 名付而有毛(三一九)

(15) 大汝 少彦名能 神社者 名著始鷄目(九六三)

(16) 難波乃海跡 名附家良思裳(九七七)

(17) 褻常名付而 与副手六看聞(二三二六)

(18) 故敷等伊布波 衣毛名豆氣多理(四〇七八)

(19) 此橘乎 等伎自久能 可久能木実等 名附家良之母(四一一)

これらは、「名付」「名著」「名附」の表記にも見られるように、何れも「名を付ける」のであって、用例(14)は、「石花(せ)の海と名づけた湖も」、用例(16)は、「難波の海と名づけたにちがいない」、用例(18)は、「恋ふというのは、よくも名づけたものだ」の意である如く、ほぼ「命名する」の意と理解することができる。

只、用例(17)は、「贈物だと称して、噂をたてるだろうか」の如く、「称する」の意とされるが、多少のニュアンスの異なりに過ぎないように思われる。

次に、古事記では、既に小林芳規博士が指摘されているように、⁽³⁾ 僅かな例外こそあれ、既存の名称を説明する場合は、「ナハ——」「ナハ——トイフ」と言い、それぞれ「名——」(構文は多数例を以って示した、以下同)と「名謂——」の構文で、「名」字を以って表わされている。

(20) 天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。(上43)

(21) 次、生伊岐嶋。亦名謂天比登都柱。(上79)

これに対して、新たに命名する場合は、「——トナツク」「ヲナツケテ——トイフ」と言い、「号——」と「号——」の構文で、「号」字を以って表わされているようである。

(22) 亦云、以其追斯伎斯(此三字以音)而、号道敷大神。(上149)

(23) 故、号其伊耶那美命、謂黄泉津大神。(上147)

古事記に於いては、「名」「号」字の用字によって、截然と訓法の区別が為されているのである。

尚、近年発見せられた、稲荷山古墳出土鉄剣の金象嵌の銘文は、「獲加多支鹵大王」や「辛亥年」の記述により、西暦四七一年(或いは五三二年)の作成と比定されている。この銘文に於ける、

(24) 辛亥年七月中記 乎獲居臣 上祖名意富比埴 其兒(名脱カ)多加利足尼 其兒名⁴弓己加利獲居 其兒名多加披次獲居

其兒名多沙鬼獲居 其兒名半弓比 其兒名加差披余 其兒名乎獲居臣

の部分には、オホヒコよりワケに至る八代の系譜が記載されているが、何れも、古事記の用字法に通じる「名——」の構文であって、恐らく「ナハ——」の如く訓まれたものと推測される。

以上、調査し得た上代資料は僅かではあるが、⁽⁴⁾ もともと日本語に於いては、既存の名称を説明する場合は「ナハ——」「ナハ——トイフ」などと言ひ、これに対して新たに命名する場合は、「——トナツク」「ナツケテ——トイフ」などと言ひ、⁽⁵⁾ たものと考えられ、その目的によって、明確に意味用法の異なる表現を使い分けていたことが窺われるのである。

ところで、この問題に関しては、先述の小林博士の他、夙に門前正彦氏、中田祝夫博士によって、主として漢文訓読の立場より言及が為されている。門前氏は、「漢文訓読史上の一問題」——『名ヲバ……トイフ』というよみかたについて——に於いて、『名——』等の文を平安時代初期の訓読では『名ヲバ——トイフ。』とよんでいたのが、後期ごろから『ト名ヅク。』とよむようになった」とされ、二者の相違が訓読法の史的变化に基づくことを明らかにされた。その後、「国宝千手千眼陀羅尼經の訓点について」⁽⁶⁾の中で、「名曰——」等の構文についても触れられ、『名ヲバ』(トイフ)から『名ヅケテ』(トイフ)のごとき訓法の変化が見られるのは、特に(イ)の場合(鈴木注——説明的意味用法)だけに限られていることに注意しなければならぬ。(ウ)の場合(鈴木注——命名的意味用法)は、どの時代でも『名ヅケテ』(トイフ)と読み、変化はないように思われる」の如く、發展的見解を示された。又、中田博士は、門前氏の後論に先立ち、「日本靈異記訓読小考」⁽⁷⁾に於いて、「ナヲバ——トイフ」の類が、既に名称の定まっていたものについて言うものであるのに対して、「——トナヅク」「ナヅケテ——トイフ」は、新たに命名するものについて言うことを初めて明らかにされた。

彼此勘合するに、もともと截然と意味用法が弁別されていたこれら二類の表現が、時代が降るに従って區別を失い、等し並みに「ナヅク」系の訓み方が為されるようになったという仮説に至るのである。しかし、実際には、冒頭に掲げた院政時代の資料である地獄草紙の詞書には、「ナヲバ——トイフ」の表現が存するのであって、今後検討すべき問題は尠くないようである。

そこで、本稿に於いては、

1、種々ヴァリエーションの存する表現・用字を、できるだけ原形に則して類型化する。

2、説明的意味用法(既存の名称を説明する)を表わす表現は「ナハ——」「ナヲバ——トイフ」、命名的意味用法(新たに命名する)を表わす表現は「——トナヅク」「ナヅケテ——トイフ」の如く、二類四型に分類して、その一々の用例について正用か否かを検討する。

3、漢文資料（訓点資料・和化漢文資料）については、更に、「名」「号」等が単独で用いられる構文はA（名——）（名——）型（但し、この二者は字序としては全く同一である、以下同）、「名」「号」等に「曰」「云」等が下接する構文はB（名曰——）型（如く、二類三型に分類して、主として構文と訓法との関係について検討する。

のような方法を以って、①訓点資料に於ける意味用法・構文・訓法の関係の史的展開、並びに、混用の発生時期とその要因、②院政鎌倉時代の周辺資料（和化漢文資料・和漢混淆文資料）に於ける使用状況、並びに、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ——トイフ」「——トナツク」の併存する要因、の二点を明らかにすることをその目的とした。

尚、今般調査した資料の、文体に基づく分類に関して、和文資料とした竹取物語・土左日記など、和漢混淆文資料とした古本説話集・方丈記・宇治拾遺物語・古今著聞集・徒然草などに多少の問題があるかも知れないが、本稿はその峻別を目的とするものではないので、ひと先ずこの分類に従った。又、和化漢文資料に分類した観智院蔵注好選・醍醐寺蔵探要法花験記は、正格漢文的要素も強いのであるが、定訓化された助字、原因・理由を表わす「間」や、「然間」「者」^{ては}などの、和化漢文に特徴的とされる語彙・語法が随所に拾われるため、和化漢文資料として取り扱って差し支えないように思われる。

II 和文資料に於ける使用例

訓点資料の検討に先立ち、対蹠的とされる和文資料について概観する。資料は、平安中期資料として、竹取物語・古今集・土左日記・伊勢物語・多武峯少将物語・落窪物語・平中物語・かげろふ日記・宇津保物語・大和物語、平安後期資料として、和泉式部日記・紫式部日記・源氏物語・枕草子・狭衣物語・堤中納言物語・更級日記・篁物語・後拾遺集、院政期資料として、とりかへばや物語・極楽願往生歌・詞花集・梁塵秘抄、鎌倉期資料として、新古今集・明恵上人歌集・うたたね・十六夜日記の、二十七資料⁽⁹⁾を取り扱った。

その結果は、〈表1〉に示した如く、何れの表現も極く少数で、十一資料に於いて拾われるに過ぎなかった。

〈表1〉和文に於ける用法

資料	用法		命	名
	説	明		
竹取物語	正	ナヲバ——トイフ	——トナヅク	ナヅケテ——トイフ
古今集	混	(2)		
落窪物語	正	1	1*	1
宇津保物語	混	2	1*	
大和物語	正	1	1*	
枕草子	混	5	1	
後拾遺集	正	5	2	
梁塵秘抄	混	1	1	
新古今集	正	5	2	
明恵上人歌集	混	1	1	
十六夜日記	正	1		

(注) 1. 古今集・後拾遺集・新古今集の用例は、何れも序文中に存する。

2. 明恵上人歌集の用例は、詞書中に4例、和歌中に1例存する。

3. 落窪物語・大和物語の*印は、それぞれ「ナヅク」「ナヲトツク」であることを示す。

これは、築島裕博士が「平安時代の漢文訓読語についての研究」⁽¹⁰⁾の中で、「名詞ナヲバ」が漢文訓読語の言い方に多いこと、上代語より既に存した「ナヅク」が漢文訓読語に取り入れられたこと、などを明らかにされたように、多分に漢文訓読語的な表現であるためと考えられる。大部な源氏物語に一つもその例を見ないのは、示唆的でさえある。

僅かな用例は、ほぼ正用とすることができ、初期物語や勅撰和歌集の序文など、比較的漢文訓読語的要素の存する資料に看取される。

(25) 名をば、さかきのみやつことなむいひける、(竹取物語)

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ——トイフ」と「——トナヅク」について

(26) つはものともあまたくして山へのほりけるよりなむ、その山をふしの山とは名つけける、(同)

(27) これよりさきの歌をあつめてなむ、万葉集となづけられたりける。(古今集、仮名序)

(28) すべて千うたはた巻、名づけて古今和歌集といふ。(同)

只、宇津保物語の、

(29) 十六といふ年二月に、かうぶりせさせ給て、名をばなかたどといふ。(としかげ)

(30) 十六さいといふとしの五月五日に、たまひかりかゞやきたるおとこのいとおかしげなるをうみ給へり。なをばたどこそといふ。(たゞこそ)

の二例は、一見正用の如く思われるが、何れも既存の名称を説明するものではなく、むしろ「かうぶりせさせ給て」、或いは「うみ給」うた後に、新たに命名したものと考えられる例であって、逆に「ナツケテ——トイフ」とあるのが妥当のよう
に思われる。しかし、和文資料にあっては極めて例外的なものとされる。

三、訓点資料に於ける意味用法の通時的検討

前節の和文資料に於ける検討結果は、「ナヲバ——トイフ」「ナツケテ——トイフ」等の表現が、漢文訓読語系の表現であることを裏付けるものであった。そこで、本節では訓点資料三十三資料⁽¹¹⁾を取り扱い、その用法を通時的に検討することを通して、意味用法・構文・訓法の因果関係と、その変容の過程とを考えてみることにした。その結果は〈表2〉に示した如くである。表中の、用例数の左に示したA・Bの符号は、先述の構文の型であって、両型が存するもののみ、その内訳数を示してある。総ての訓法と構文との関係は、

(説明的意味用法)

○ナハ——

A〔名——〕型

○ナヲバ——トイフ A〔名——〕型・B〔名曰——〕型

(命名的意味用法)

○——トナツク A〔名——〕型

○ナツケテ——トイフ A〔名——〕型・B〔名曰——〕型

である。

尚、用例には、印刷の便を考えて、私に字体の改変や符号の省略を行った部分がある。

全体を通覧して指摘されることは、説明的意味用法の「ナハ——」「ナヲバ——トイフ」に混用例(すなわち、「——トナツク」「ナツケテ——トイフ」からは、時代が降るに従い、かなりの混用例(すなわち、「ナハ——」「ナヲバ——トイフ」と表現すべきもの)が見受けられるようになること、「ナハ——」は総てA〔名——〕型、「——トナツク」は総てA〔名——〕型の構文であるのに対して、「ナヲバ——トイフ」「ナツケテ——トイフ」には、A〔名——〕型・B〔名曰——〕型の何れもが存し、時代が降るとB型の構文のみになることである。漢籍類に、混用例が全く見当たらないことも注目されるが、これは一つに用例の少なさ、比較的古い訓法を残存する、資料的特性とによるものと思われる。

以下、前記二点を基点として詳述する。

先ず、平安初期資料に於いては、何れの表現もほぼ正用であることから、前代の状況からさしたる変化は無かったものとされる。上代資料に多数存した「ナハ——」が、この時期より平安後期に至るまで見受けられず、却って院政期以降に僅かに拾われることについて、一見A〔名——〕型の構文に於ける「ナヲバ——トイフ」が「ナハ——」に変化した如く思われるのであるが、この表現が、途中で全く消滅してしまっているとは考え難い。恐らく、表現自体は引き続き存したものの、説明的意味用法を表わすA〔名——〕型の構文が、「ナヲバ——トイフ」と訓まれ易かったために、たまたまかかる結果と

〈表2〉 訓点資料に於ける用法

資料	用法		正	混	正	混	正	混	正	混	正	混	
	ナ	ハ											ナ
(平安初期) 山田本方便品 小川本四分律 西大寺本最勝王經 玄奘法師表啓 東大寺藏十輪經 正倉院藏十輪經 (平安中期) 法華經玄贊 興聖寺藏西域記 弁中辺論 太子須陀摩經 (平安後期) 法華義疏 護摩蜜記 神呪心經 知恩院藏十輪經 南海寄帰内法伝 無量義經 龍光院藏法華經 (院政期)	正	ナ											
	混	ハ											
			ナ	BA71 8	A3	BA112 13	BA2411 35	BA16 7					
			トイフ										
	正	ト	A A A A A	A	A A A	A A	A A A						
	混	ナツク	52 13 6 16 2	219	9 5 360	37 69	60 4 1						
	正	ナツケテ	A A A A A	A	A	A	A A						
	混	トイフ	54 2 3	22	5	1	(1) (8) (1)						
	正	トイフ	B B B B B	BA51 107	B B	BA51 106	B BA261 27	B BA562 58	A1				
	混	トイフ	B B B			A2							

○管見記紙背文 選																					
○興福寺本慈 恩 伝	A																				
○前田本 冥 報 記																					
○神田本 白氏文集																					
○法隆寺本慈 恩 伝																					
○八字文殊儀軌																					
○石山寺藏西域記																					
(鎌倉期)																					
○天理本 白氏文集	A																				
○高山寺本 論 語																					
○高山寺本 史 記																					
○高山寺本 莊 子																					
○醍醐寺本 論 語																					
○正安本 文 選																					
○秦 中 吟																					
○天理本古文尚書																					
○天理本 文 選																					

- (注)
1. 印を付した資料は漢籍、その他は仏書である。
 2. 玄奘法師表啓の水印は、「ナツケテイハク」であることを示す。
 3. 「ナラバ——トイフ」「ナツケテ——トイフ」に於いて、A型の構文が存するものは□で囲んで示した。

なって表われたのではないだろうか。

ところで、A「名——」型₁の構文である「——トナツク」の中には、

(31) 尔の時に、世尊王舎城に在す。舎衛国に居士有(り)。頌達多と名ク。常に好(み)て孤窮セル乞兒に給施す。(小川本願經四分律、乙卷⑦8)

平安鎌倉時代に於ける「ナラバ——トイフ」と「——トナツク」について

(32) 〔於〕此ヨリ東方に光明電王有り。阿揭多と名(づ)ク。南方に光明電王有り、セテル設抵嚙と名(づ)ク。西方に光明電王有り、セテイロ反セテイロ反

主多光と名(づ)ク。北方に光明電王有り、蘇多末尼と名(づ)ク。(西大寺本金光明最勝王經、卷七⁵⁶)

(33) 善女天、時に長者子の妻ありキ。名をば水肩藏といひキ。其の二(り)の子有りキ、一のをば〔名〕水満と、二(の)をば水藏と名(づ)けキ。(同、卷九²⁹⁴)

(34) 昔の時に大國有(り)キ。國王をば大車と名(づ)けキ。王子をば勇猛と名(づ)けキ。(同、卷十¹⁸⁰)

(35) 又、善男子、過去に國有(り)キ。般遮羅と名キ。(東大寺藏地藏十輪經、卷三²¹⁵)

の如く、既存の名称を説明する場面に於いて「——トナヅク」を用いた、混用と思しきものも若干例見受けられる。よつて、平安初期資料とは言え、必ずしも十二分に文意を汲んだ施点が行われるとは限らないことが判るのであるが、同時に、平安中期以降の資料に於いても、僅かながらも同様の事例が存することを考慮しなければならぬように思われる。これは、順接・逆接双方の意味用法を表わす「然而」という連文に於いて、順接に訓むべき箇所であるにもかかわらず、逆接の「シカレドモ」と訓ずる例が散見することにも通じる現象で、多分に原漢文とその翻訳たる漢文訓読にかかわる問題と考えられる。但し、「——トナヅク」に混用例が拾われるのに対して「ナラバー——トイフ」にそれが全く見られないということからは、A〔名——〕型の構文は、更に命名的意味用法を表わす「——トナヅク」と訓まれ易かつとも考えられる訳であつて、混用の萌芽らしきものは、既に平安初期より存したことが窺われるのである。

尚、「ナラバー——トイフ」「ナヅケテ——トイフ」の表現には、A・B両型の構文が存している。前者は未だA型の割合が高いとされるが、後者はB型を主としており、A型は各資料一・二例に過ぎない。

次に、平安中期に至ると、中期末の加点とされる石山寺藏佛説太子須陀摩經の如く、

(36) 山の上に道人有(り)。阿周陀と名く。(194)

(37) 男をは耶利と名く。年七歳なり。(212)

全五例が悉く混用例という資料も見られるようになる。何れも既存の名称を説明するものである。又、石山寺藏法華経玄贊には、A〔名——〕型の「ナツケテ——トイフ」の混用例が見受けられる他、

(38) 江淮より以南に虺を謂(ひ)て蝮と為(す)。牙に毒有(り)。鼻の上に針有(り)。一は名(つけ)て反鼻蛇(といふ)。(卷三57)

(39) 復、〔有〕餓鬼あり。名(つけ)て食糞穢(といふ)。(同58)

平安初期資料に於いては管見に入らず、又、前田本色葉字類抄・観智院本類聚名義抄の登載語からも看取されない、「名」字を直接に「イフ」と訓ずる用例が十三例拾われる。これは、「ナヲバ——トイフ」「ナツケテ——トイフ」の言い方にひかれたものと思われる。

(40) 楞伽經に云(はく)、阿梨耶識をば空如来藏と名(つく)。熏習の无漏の法を具足せるが故に、不空如来藏と名(つく)へり。(卷

三94)

(41) 通俗文には木石に変怪するを魍魎と名(つく)へり。(卷六106)

当資料は、「——トナツク」の混用例が僅か一例であること、A型の「ナツケテ——トイフ」が猶存することにより、前時代的要素が色濃いとされるのであるが、(38)～(40)の如き用例が存することから、明らかに意味用法にかかわる混用が生じていることが窺い知られるのである。

従って、言わば本格的な混用は、十世紀中葉、遅くともその末期までには発生していたものと推定できるのではないだろうか。

この混用は、A型の構文主導の混用で、都合四表現(「ナハ——」「ナヲバ——トイフ」「——トナツク」「ナツケテ——トイフ」)を使い分けていたA型の構文に於いて、説明的意味用法を表わす前二者が、圧倒的多数を占める、命名的意味用法を表わす後二者(就中、「——トナツク」)にひかれることにより、両意味用法の弁別が曖昧になったことを主要因として引き起されたものであって、凡そ「ナツク」系の表現が、説明的意味用法をも兼備する方向にあると断言することができる。「名」字を「イ

フ」と訓ずる例などは、初期に於ける混用の所産であろう。⁽¹⁵⁾

その教学的背景は、特定する根拠に乏しいため、推定するに止めざるを得ないのが現状であるが、法華經玄贊のヲコト点
が石山内供淳祐所用の順曉和尚点であり、太子順陀筆經は天尔波留点（別流）であることから、恐らく、新興の真言宗・天
台宗の学侶あたりから発つたものと思われる。

平安後期に於いては、命名的意味用法を表わすA〔名——〕型の「ナツケテ——トイフ」が、長保四年（一〇〇二）加
点の石山寺藏法華義疏の、

(42) 惠といは〔於〕外に発〔する〕をイヒ、名〔づけ〕て経とす。〔序品末150〕

の用例以降見られず、この表現はB〔名曰ニ——〕型に限られるようになり、更に、同じくA型で説明的意味用法を表わす
「ナラバ——トイフ」も亦、後期末の龍光院藏妙法蓮華經に於ける、

(43) 其〔の〕本の字をは某といひ〔れば〕、我か名をは某甲といひき。〔卷二②19〕

の用例を最後に拾われなくなり、この表現がB型の構文にて占められるようになることが、顕著な事実として挙げられる。
これは、以後の資料に於ける構文と訓法との関係に明らかであるように、各表現に於ける構文の省略化・固定化と、A〔名
——〕型の構文に於ける呼応形式（「イフ」に相当する漢字が無いにもかかわらず、「——トイフ」を呼応させるもの）の消滅とを意
味しており、字に即いた訓法への移行を物語っているのである。

換言すれば、A型の構文は、総じて「——トナツク」に統一化される方向にあるものと考えられる。従って、先述の如
く、同じくA型の「ナハ——」が、これより後に、説明的意味用法を表わす表現として新たに生じたものとは考え難いので
あり、〈表2〉の結果からは具体的に察し得ないことではあるが、訓法の統一化の影響を蒙ることによって、その用例はむ
しろ漸減しているのではないかと想像される。

又、平安後期末の南海寄帰内法伝の頃より、「ナツケテ——トイフ」のB型の構文（この時期、当表現はB型のみである）に

於ける混用例が、次下の如く看取されるようになり、A型の構文に於ける混用が、B型の構文にまで及んだことが知られる。これに伴い、同じB型の「ナラバ——トイフ」の用例は、「ナハ——」と同様に、減少する傾向にあるものと思われる。

(44) 諸一人佛に白シ、カハ、佛遂に其の稚^チ子の名(づけ)て愛一兒と曰^いふを蔵^{カク}したまへり。(南海寄帰内法伝、⑫21)

(45) 其の菩薩をば名(づけ)て〔曰〕文殊師利王子、大威徳蔵法王子、無憂蔵法王子、(中略)莊嚴菩薩、大莊嚴菩薩(と)曰(ひ)き。(無量義経、62)

(46) 時(に)〔於〕下方の多寶世尊の所従の菩薩、名(づけ)て智積と曰^いふ、多寶佛に白(さく)、(龍光院蔵妙法蓮華経、卷五⑮18)

(47) 彼(の)佛法の中に、王有(り)て妙莊嚴と名(づけ)き。其(の)王の夫人を名(づけ)て淨徳と曰(ひ)き。二(り)の子有(り)き。(同、卷八⑱8)

(48) 中天竺那爛陀寺(に)ニ到(り)テ〔逢〕大法師ノ尸羅跋陀(に)ト名待(ツクル)ニ逢(ヒ)ヌ、(興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝、卷十200◎)

B型の構文に於ける混用の発生が、A型のそれよりも百年近く遅れるのは、B型の構文にはもともと「ナラバ——トイフ」「ナツケテ——トイフ」の二表現が存するに過ぎなかったことや、「曰」字の不読例はあるものの、何れの表現も、ほぼ字に即いた訓法を行い得ることに由来すると言ふことができる。

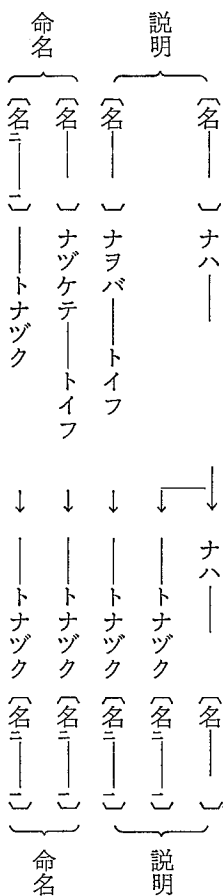
尚、院政時代以降の状況は、説明的意味用法に於いては、「ナハ——」がA〔名——〕型、「ナラバ——トイフ」がB〔名曰——〕型、命名的意味用法に於いては、「——トナツク」がA〔名——〕型、「ナツケテ——トイフ」がB〔名曰——〕型の如く、構文と訓法との一往の固定化が為される中で、「ナツク」系の表現が漸増して行く傾向にあるものと推察されるが、少なくとも鎌倉時代に於いては、「ナハ——」「ナラバ——トイフ」の二表現が消滅するまでには到っていないようである。

以上、訓点資料に於ける通時的検討を行つて来た。この結果、如上の平安中期に始まる混用は、A型の構文に於いて、説

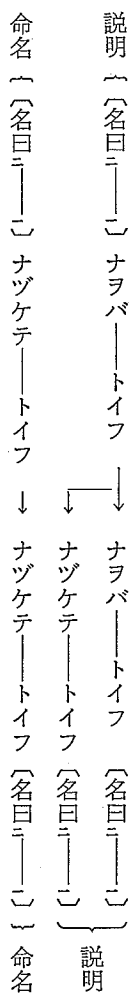
明的意味用法を表わす表現が、多数を占める命名的意味用法を表わす表現（就中、「トナツク」にひかれたために、意味用法の弁別が曖昧になったことを主要因として引き起されたものであることが判った。そして、「ナツク」系の表現が説明的意味用法をも兼備して行く中で、字に即いた訓法への移行を含む、構文・訓法の関係の省略化・固定化に伴って、混用が深まって行く状況を、大略明らかにし得たものと考ええる。

又、意味用法・構文・訓法の関係に於ける変容は、次図の如くまとめられ、各意味用法に於ける構文・訓法の消長が、相補関係にあることが察せられるのである。

(A型構文)



(B型構文)



四、周辺資料に於ける使用状況——和化漢文資料・和漢混淆文資料——

右の訓点資料の検討結果より、院政鎌倉時代の「ナラバ——トイフ」は、A〔名——〕型の構文であるものは総て「——

トナヅク」(A〔名〕——)型に吸収されているものの、B〔名曰〕——)型の構文には、少数ながらも猶存することが判った。これによって、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ——トイフ」「——トナヅク」の併存状況は、ほぼ説明し得ると思われるが、訓点資料は漢文を日本語で以って理解せんとした資料であって、これをそのままに敷衍することには多少の危惧が残る。

そこで、次に同時代に於ける和化漢文資料・和漢混淆文資料の各表現の使用状況を検討することを通して、この問題を考えてみたい。その際、和化漢文資料は恣意的な訓みを避けるため、訓点の施された九資料⁽¹⁶⁾を選択した。和漢混淆文資料は、二十二資料⁽¹⁷⁾を取り扱った。

その結果は、〈表3〉〈表4〉に示した如くである。

〈表3〉 和化漢文に於ける用法

資料	用法		命	名
	正	混		
(平安後期) 雲州往来	ナヲバ——トイフ	——トナヅク	ナツケテ——トイフ (ナツケテ——トス)	
	正	混		
(院政期) 高山寺本 真福寺本 観誓院蔵 和泉往来	古往来 将門記 注好選	A 1	A 32	B 3 B 1
	B 4	A 15	A 32	B 1
(鎌倉期) 南无阿弥陀仏 前田本 三宝絵	作善集	A 13	A 4	B 6 B 1
	B 8	A 13	A 4	B 6 B 1

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ——トイフ」と「——トナヅク」について

探要法花驗記	B 7
尾張國解文	
	A 5
	A 3
	B 3
	B 4

〈表4〉和漢混清文に於ける用法

資料	用法		正	混	正	混	正	混	正	混	正	混
	ナハ	トイフ										
(平安後期) 今昔物語集			1		207						7	
(院政期) 法華百座聞書抄					5 1 8						3	
古本説話集						1					2	
打聞集												
三教指帰注												
中外抄			2									
西南院藏往生要集												
(鎌倉期) 興福寺藏往生要集												
方丈記												
平家物語					1 6 9 1							
宇治拾遺物語						1						
閑居友												
保元物語												
平治物語					2							
明恵上人行状												

東 関 紀 行	十 訓 抄	古 今 著 聞 集	光 言 句 義 釈 聽 集 記	唐 物 語	總 智 院 本	徒 然 草
	1	1				
			7	2	1*	7
		1				
	2	10	1	19	18*	3
	4		1	1		2
	7		1	2		
	1					

- (注)
 1. 今昔物語集の水印は、「ナヲ——トツク」12例を含む。
 2. 十訓抄の水印は、「——トナツク」1例を含む。
 3. 三教指帰注・光言句義釈聽集記の水印は、それぞれ「ナヲツク」「ナニ——トイフ」であることを示す。

和化漢文資料に於いては、「ナヲバ——トイフ」「ナツケテ——トイフ」がB〔名曰ニ——〕型、「——トナツク」がA〔名ニ——〕型であるように、同時期の訓点資料の様相と大同である。但し、和化漢文の場合、漢字を用いて日本語文を表現したものであるから、もともと表現に見合った構文を採る傾向があることを考慮する必要がある。これは、先述の上代資料の古事記に於ける結果や、平安初期資料の日本霊異記が、説明的意味用法を表わす「ナハ——」は〔名号——〕〔構文は多数例を以て示した、以下同〕、「ナヲバ——トイフ」は〔名曰ニ——〕、命名的意味用法を表わす「——トナツク」は〔名ニ——〕、「ナツケテ——トイフ」は〔号曰ニ——〕であることによっても窺われる所である。すなわち、表現と構文との関係は、取り扱った資料に於いてはさしたる相違は看取されないものであって、これに関する訓点資料からの影響の存否は判断しかねる所がある。

しかし、それぞれの表現が表わす意味用法には、古事記・日本霊異記が総て正用であるのに対し、院政鎌倉時代の諸資料に於いては、

- (49) 昔舎衛国ニ王反有(リ) 都夫王反ト名ク 其ノ夫人四ノ王子(反)ヲ生メリ。(観智院藏注好選、上31ウ6)
 (50) 天竺に一(りの)比丘有り、名(づけ)て无行と曰(ふ)。(醍醐寺藏探要法花験記、上九話)

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ——トイフ」と「——トナツク」について

の如く、命名的意味用法を表わすA・B両型の構文にかなりの混用例が拾われる点、訓点資料同様に、時代の推移に伴う変容が行われたことは明らかである。その中には、

(51) 此(ノ)王(ハ)当国(ノ)王也。父(ヲ)頻婆羅王(ト)曰(ヒ)母(ヲ)韋提希(ト)名(ヅク)。〔注好選、中33ウ4〕

(52) 汝命終(ノ)後尺迦(ノ)世(ニ)菩薩(ト)成(リテ)二(ノ)名(ト)得(ム)一(ヲ)大弁才天(ト)云(ヒ)二を堅牢地神(ト)名(ヅク)。〔同、下26ウ2〕

の如く、「——トナヅク」を「——トイフ」と同様に用いて既存(将来)の名称を説明するなど、特に「——トナヅク」の表わす意味用法の幅の広がり指摘できるようである。

古事記に見られたような「名」「号」字の用字による訓法の区別は、この時期の資料には見当たらないのであるが、真福寺本将門記に於いては、

(53) 弓師(ト)有(リ)名ハ夷翌(ト)曰(フ)〔175〕

(54) 将門名(ケテ)新皇(ト)曰(フ)〔342、楊守敬旧蔵本の付訓参照〕

(55) 兼テ機橋(ヲ)以(テ)号(ケ)テ京ノ山崎(ト)為(ル)〔41〕

(56) 相馬(紙背訓、アオマ)ノ郡(ノ)大井ノ津(ト)ヲ以(テ)号(ケテ)京(ノ)大津(ト)為(ル)〔42〕

の如く、人物に関する説明・命名には「名」字、事物に関する命名には「号」字を用いるといった、対象による用字の区別が見受けられる。

一方、和漢混淆文資料に於いては、訓点資料・和化漢文資料に比して混用例が少なく、むしろその多くは正用であると思われる。又、四表現が存するものの、「ナハ——」は二十二資料中四資料、「ナヅケテ——トイフ」は六資料に見られるに過ぎず、説明的意味用法は「ナヲバ——トイフ」、命名的意味用法は「——トナヅク」を主要表現としていることが窺われる。

殊に、「ナヲバ——トイフ」は記述内容による所も大きいであろうが、意外に多く見受けられ、訓点資料とは対照的でき

えある。和化漢文資料にも比較的多く拾われることから、「ナヲバ——トイフ」の表現自体は、かなり後まで存続することが予想される。

その混用例は、次下に掲げるように四資料に見られる。

(57) 今昔、睿桓ト云フ聖人有ケリ。其ノ母、若ヨリ、心、柔軟・正直ニシテ、人ヲ哀レビ生類ヲ悲フ心深ケリ。堅ク道心發バニケレ、遂ニ髮ヲ剃テ厄ニ成ヌ、名ヲ釈妙ト云フ。(今昔物語集、卷十五40話)

(58) 然レバ、遂ニ一ノ堂ヲ造テ、等身ノ地藏井ノ像ヲ造リ、安置シテ、其ノ寺ノ名ヲ清水寺ト云フ。(同、卷十七7話)

(59) さて見しりたる人いできて云やう、「あはれかれは上野の国におはする、ばとうぬしにこそいましけれ」といふを聞き、これが名をば、馬頭観音とぞいひける。(宇治拾遺物語、89話、古本説話集もほぼ同文)

(60) 大納言なる人の若君を、清水寺法師に養せけり。父もしらざりければ、母のさたにて、やしなはせけるに、乳母、法師になして清水寺の寺僧になして、名をば大納言大別当とぞいひける。(古今著聞集、卷七290話)

これらは、用例(60)が、「乳母が(若君を)清水寺の寺僧にして、名前を大納言大別当と言った」の意に解される如く、「寺僧になして」後に「大納言大別当」と呼称したのであって、むしろ、新たな命名として「ナツケテ——トイフ」にて表現されるべき所と考えられる。従って、従来既存の名称を説明する場合にのみ用いられた「ナヲバ——トイフ」は、言わば「新たに命名した名称を説明する」場合にも用いられるようになったとも見做すことができる訳で、和文資料の宇津保物語に於ける例外(用例(59))を除外すれば、この時期の和漢混濁文資料に於ける特殊な意味用法とされる。しかし、用例の殆どは正用とされることより、さほど広く行われた用法ではないように思われる。

「——トナツク」の混用例は比較的多く、十資料に拾われる。

(61) 菩薩、問テ宣ハク、「汝ヲ誰トカ云フ。」答テ云ク、「吉祥ト名ツク。」(今昔物語集、卷一6話)

(62) 大臣、御子ヲ殺ガム為ニ毒ヲ「薬ソト」名付テ令服ニメツル、(同、卷四32話)

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ——トイフ」と「——トナツク」について

(63) かの山をさかひて、ひがしを震旦といひ、南を天竺と名付、にしを橋といひ、北を胡国となづけたり。(平家物語、卷十)
これらは、用例(61)が、「菩薩が名前を問うたのに対して、吉祥は『吉祥と言います』と答えた」、用例(62)が、「大臣は御子を殺すために、毒を『薬です』と言って飲ませた」の如く解されるように、「——トナツク」を「——トイフ」に近い意味で用いたもので、既存か否かにかかわらず、名称全般を説明する用法と考えられる。先述の和化漢文資料にも通じるこの用法は、「ナヲバ——トイフ」との関連に於いて、その説明的意味用法を敷衍することによって起った如く考えられよう。⁽¹⁸⁾

二資料に拾われる「ナツケテ——トイフ」の混用例は、

(64) 阿弥陀如来応正遍知ノチチヲハ、月上輪輸王トナツク。ソノハハヲハ、ナツケテ殊勝妙顔トイフ。コオハ月明トナツク。奉事ノ弟子ヲハ無垢称トナツク。(興福寺藏往生要集、7ウ)

(65) 昔独ノ人有テ雪山ニ住ミキ 名付テ雪山童子ト云フ(観智院本三宝絵、上巻26オ5)

の如く、一般的な「ナヲバ——トイフ」との混用例である。このうち、興福寺藏往生要集に混用例が多く見受けられるのは、この本文が往生要集原漢文(訓点本か)を漢字片仮名交り文にて訓み下したものと目されることから、訓点資料に於ける混用の状況を、そのままに反映しているためかと推察される。観智院本三宝絵の一例は、これが片仮名宣命体である上巻に看取されることと何らかの関連があるかも知れないが、未だ詳かではない。

如上の和漢混淆文資料に於ける状況をまとめると、大局的には説明的意味用法を表わす「ナヲバ——トイフ」と、命名的意味用法を表わす「——トナツク」との対立として把握され、前者がほぼ正用例で占められるのに対して、後者には「——トイフ」に近い意味で用いられる、所謂混用例が散見することが判った。この結果は、訓点資料・和化漢文資料(後者には、既述の如く類似点も存する)に於ける状況とは異なるのであるが、これは、和漢混淆文が漢文訓読語の影響を蒙りながらも、漢文ではないことによって、その構文(A〔名——〕B〔名——〕C型・B〔名曰——〕C型)の規制を受けずに、ある程度独自の言語位相を形成していることに基づくものと推察される。

ところで、地獄草紙の詞書に見られる表現類型の成立には、往生要集・正法念処經の表現の仕方が大きく影響しているものと考えられている¹⁹⁾。殊に、往生要集は、寛和元年（九八五）の成立以来王朝の僧俗に大きな思想的影響を与え、為に平安時代の末頃からは、仮名本の往生要集も盛んに行われることに徴して、その流れの中で作成せられた地獄草紙に及ぼした影響は尠くないものと思われる。しかしながら、両者の記述内容に一致が見られるのは、安住院本地獄草紙と往生要集の叫喚地獄に於ける二別所（火末虫・雲火燄）に過ぎず、又、地獄草紙の詞書に於ける、説明的意味用法を表わす「ナヲバ——トイフ」「——トナヅク」の併存状況が、先の和漢混淆文資料に於ける混用の状況に大略一致することから、往生要集（訓点本を含む）を全面的に利用したとは為し難い要素も存するのである²⁰⁾。

従って、地獄草紙の詞書は、むしろ、往生要集・正法念処經の表現の仕方を参考に供しつつも、作者（複数か）独自の、構成と用語の選択を含めた表現類型と、当代一般に和漢混淆文資料に用いられた言語とを以って、それぞれの出典資料（正法念処經・起世經・大乘蓮華宝違問答報応沙門經、等）を翻案したものと考える方が、より蓋然性が高いとされるのではないだろうか。換言すれば、往生要集の利用が、かかる限定的な利用であったがために、地獄草紙の詞書に於ける「ナヲバ——トイフ」「——トナヅク」の併存状況が、和漢混淆文資料一般の様相を呈しているとも推測できるのである。

注

- (1) 福井利吉郎「蓮華王院宝蔵と六道絵巻」、文化九一六（昭和17年6月）。古谷稔「餓鬼・地獄・病草紙の詞書の書風」日本絵巻大成7（昭和52年、中央公論社）。
- (2) 拙稿「地獄草紙に於ける『表現類型』について」、国語国文昭和59年11月号。
- (3) 『日本思想大系、古事記』（昭和57年、岩波書店）。
- (4) 風土記や、平安初期資料の日本靈異記に於いても、説明的意味用法を表わす「ナハ——」「ナヲバ——トイフ」、命名的意味用法を表わす「——トナヅク」「ナヅケテ——トイフ」は存するようである。しかし、「名」「号」字の用字による訓法の区別は、出雲国風土記・播磨国風土記・日本靈異記に若干認められるものの、例外も尠くなく、古事記の如き用字法が果たしてどれ程の範囲で行われ

たものか定かでない。東大寺諷誦文稿では、「名」字を「トナヅク」と訓する用例が拾われるのみである。尚、後述の如く、院政鎌倉時代の和化漢文資料に於いても、右のような用字法は看取されない。

(5) 訓点語と訓点資料(以下、訓誌と略称する) 32 (昭和41年2月)。

(6) 『大坪併治教授退官記念国語史論集』(昭和51年、表現社)。

(7) 注(6)文獻。

(8) 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(昭和42年、東京大学出版会)の「研究資料の整理と検討」参照。拙稿「原因・理由を表わす「間」の成立」、国語学128(昭和57年3月)。

(9) 資料には、次のものを用いた。

竹取物語——上坂信男『九本対照竹取翁物語語彙索引(本文編・索引編)』(昭和55年、笠間書院)。古今集——西下経一・滝沢貞夫『古今集総索引』(昭和38年、明治書院)。土左日記——日本大学文学部国文学研究室『土左日記総索引』(昭和42年、日本大学人文科学研究所)。伊勢物語——大野晋・辛島稔子『伊勢物語総索引』(昭和47年、明治書院)。多武峯少将物語——小久保崇明『多武峯少将物語(本文及び総索引)』(昭和47年、笠間書院)。落窪物語——松尾聰・江口正弘『落窪物語総索引』(昭和42年、明治書院)。平中物語——曾田文雄『平中物語総索引』(昭和43年、初音書房)。かげろふ日記——佐伯梅友・伊牟田経久『改訂新版かげろふ日記総索引(本文篇・索引篇)』(昭和56年、風間書房)。宇津保物語——宇津保物語研究会『宇津保物語(本文と索引)』(昭和48年・50年、笠間書院)。大和物語——塚原鉄雄・曾田文雄『大和物語語彙索引』(昭和50年、笠間書院)。和泉式部日記——東節夫・塚原鉄雄・前田欣吾『和泉式部日記総索引』(昭和34年、武蔵野書院)。紫式部日記——佐伯梅友・石井文夫・青島徹『紫式部日記用語索引』(昭和43年、巖南堂書店)。源氏物語——池田亀鑑『源氏物語大成』(昭和28年)31年、中央公論社。枕草子——田中重太郎『校本枕草子』(昭和28年)49年、古典文庫。狭衣物語——塚原鉄雄・秋本守英・神尾暢子『狭衣物語語彙索引』(昭和50年、笠間書院)。堤中納言物語——鎌田廣夫『堤中納言物語総索引』(昭和41年、白帝社)。更級日記——東節夫・塚原鉄雄・前田欣吾『更級日記総索引』(昭和31年、武蔵野書院)。算物語——小久保崇明『算物語(校本及び総索引)』(昭和52年、笠間書院)。後拾遺集——糸井通浩・渡辺輝道『後拾遺和歌集総索引』(昭和51年、清文堂)。とりかへばや物語——鈴木弘道『とりかへばや物語総索引』(昭和52年、笠間書院)。極楽願往生歌・明恵上人歌集——山田巖・木村巖『極楽願往生歌・明恵上人歌集(本文と索引)』(昭和52年、笠間書院)。詞花集——滝沢貞夫『詞花集総索引』(昭和47年、明治書院)。梁塵秘抄——小林芳規・神作光一・王朝文学研究会『梁塵秘抄総索引』(昭和47年、武蔵野書院)。新古今集——滝沢貞夫『新古今集総索引』(昭和52年、明治書院)。うたたね——次田香澄・酒井

憲一『うたゝね(本文および索引)』(昭和51年、笠間書院)。十六夜日記——江口正弘『十六夜日記(校本及び総索引)』(昭和47年、笠間書院)。

(10) 昭和38年、東京大学出版会。

(11) 資料には、次のものを用いた。

山田本方便品——築島裕・小林芳規「故山田嘉造氏藏妙法蓮華經方便品古点釈文」訓誌7 (昭和31年8月)。小川本四分律——大坪併治「小川本願經四分律古点」同9 (昭和33年1月)。西大寺本最勝王經——春日政治「西大寺本金光明最勝王經の国語学的研究」(昭和44年、勉誠社)。玄奘法師表啓——築島裕「知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓古点」訓誌4 (昭和30年5月)。東大寺藏十輪經・法華經玄贊・法華經疏・石山寺藏西域記——中田祝夫「古点本の国語学的研究(訳文篇)」(昭和54年、勉誠社)。正倉院藏十輪經・知恩院藏十輪經——中田祝夫「正倉院本地藏十輪經卷五・七・元慶点」(昭和55年、勉誠社)。興聖寺藏西域記——曾田文雄「興聖寺本大唐西域記卷十二併解説文」訓誌14 (昭和35年1月)・同15 (昭和36年1月)。弁中辺論——築島裕「聖語藏弁中辺論天曆点」同1 (昭和29年4月)。太子須陀摩經——注(13)文獻。護摩密記——小林芳規「西大寺藏本護摩密記長元八年訓点の訓読文」同1。神呪心経——小林芳規「西大寺本不空羼索神呪心経寛徳点の研究(釈文と索引)」国語学33 (昭和33年6月)。南海寄帰内法伝・龍光院藏法華経——大坪併治「訓点資料の研究」(昭和43年、風間書房)。無量義経——兜木正享・中田祝夫「無量義経古点」(昭和54年、勉誠社)。管見記紙背文選——山崎誠「文選卷二宮内庁書陵部藏管見記紙背(影印・翻刻並に解説)」鎌倉時代語研究7 (昭和59年5月)。興福寺本慈恩伝——築島裕「興福寺本大慈恩寺三藏法師伝の国語学的研究(訳文篇)」(昭和40年、東京大学出版会)。前田本冥報記——複製(昭和12年、前田育徳財団)。神田本白氏文集——太田次男・小林芳規「神田本白氏文集の研究」(昭和57年、勉誠社)。法隆寺本慈恩伝——築島裕「上野図書館藏大慈恩寺三藏法師伝卷第三古点」東京大学教養部人文科学科紀要〈漢文学・国文学〉V 16 (昭和33年11月)。八字文殊儀軌——井上親雄「広島大学蔵八字文殊儀軌古点(本文・校異・釈文)」訓誌39 (昭和43年10月)。天理本白氏文集・天理本文選——『天理図書館善本叢書、文選・趙志集・白氏文集』(昭和55年、八木書店)。高山寺本論語・高山寺本史記——『高山寺資料叢書、高山寺古訓点資料第一』(昭和55年、東京大学出版会)。高山寺本莊子——『同、高山寺古訓点資料第二』(昭和59年)。醍醐寺本論語——小林芳規「醍醐寺藏論語卷第七文永五年点」醍醐寺文化財研究所研究紀要2 (昭和54年3月)。正安本文選——小林芳規「猿投神社蔵正安本文選」訓誌14 (昭和35年10月)・同16 (昭和36年4月)・同18 (同10月)・同21 (昭和37年4月)。秦中吟——小林芳規「仁和寺藏秦中吟延慶二年書写加本」同41 (昭和45年6月)。天理本古文尚書——『天理図書館善本叢書、古文尚書・莊子音義』(昭和57年、八木書店)。

平安鎌倉時代に於ける「ナヲバ——トイフ」と「——トナヅク」について

(12) 拙稿『然而』をめぐって、鎌倉時代語研究6 (昭和58年5月)。

順接の意味用法に解される「為而」を「シカレドモ」と訓ずるものは、西大寺本金光明最勝王經・釈摩訶衍論承元二年点・大東急記念文庫藏論語などに存する。

(13) 小林芳規・松本光隆・鈴木恵「石山寺藏佛説太子須陀摩經平安中期中点」訓誌71・72合併号 (昭和59年5月)。仮名字体・仮名遣より、少なくとも天曆年間以降、長保年間に近い頃の加点と推定されている。

(14) 平安初期資料に於いては、小川本願經四分律に、

○即(ち)抱(か)しめて舍に還(り)て、乳母を与(へ)て之を養(は)しむ。活命するを以(て)、即(ち)為(に)字(と)作(して)、〔名〕普婆

童子といふ。王子(の)取りし所なるガ故に、童子と名(く)。(甲巻③)

の如く、「名」字を不読として「イフ」を読誂える用例が一例存するのみである。

(15) 「——トイフ」が説明的・命名的意味用法の何れをも表わし、しかも「ナヲバ——トイフ」と表現上近似することから、この存在が要因となってA型の構文に於ける各表現の混用が生じた如く考えることもできる。只、しっかりとすれば、その後「名」字を直接に「イフ」と訓ずるものが多数拾われなければならないのであるが、実際には法華經玄贊以外は全く見当たらないのである。又、「——トナヅク」が三六一例(うち、正用三六〇例)存するのに対し、「——トイフ」は十三例に過ぎないことなどから、これを混用の要因とするのは難いようである。従って、「——トイフ」は、先述の如くやはり「ナヲバ——トイフ」「ナヅケテ——トイフ」の言い方にかかれて生じたと見るのが自然であろう。

(16) 資料には、次下のものを用いた。

雲州往来——三保忠夫・サト子『雲州往来享禄本研究と総索引(本文・研究篇)』(昭和57年、和泉書院)。高山寺本古往来——『高山寺資料叢書、高山寺本古往来・表白集』(昭和52年、東京大学出版会)。真福寺本将門記——複製(大正13年、古典保存会)。観智院藏注好選——『古代説話集注好選(原本影印并釈文)』(昭和58年、東京美術)。和泉往来——『京都大学国語国文資料叢書、和泉往来』(昭和56年、臨川書店)。南无阿弥陀仏作善集——複製(昭和30年、真陽社)。前田本三宝絵——複製(昭和10年、前田育徳財団)。探要法花験記——馬淵和夫「探要法花験記(訳文)」醍醐寺文化財研究所研究紀要4 (昭和57年3月)・同5 (昭和58年3月)。尾張国解文——『新修稲沢市史』(昭和55年、新修稲沢市史編纂会事務局)。

(17) 資料には、次下のものを用いた。

今昔物語集——山田孝雄・忠雄・英雄・俊雄『日本古典文学大系、今昔物語集』(昭和49年)・50年、岩波書店。法華百座聞書抄

——小林芳規『法華百座聞書抄索引』（昭和50年、武蔵野書院）。古本説話集——山内洋一郎『古本説話集索引』（昭和56年、風間書房）。打聞集——東辻保和『打聞集の研究と総索引』（昭和55年、清文堂）。三教指帰注——築島裕・小林芳規『中山法華経寺本三教指帰注総索引及び研究』（昭和55年、武蔵野書院）。中外抄——宮田裕行『校本中外抄とその研究』（昭和55年、笠間書院）。西南院藏往生要集——財津永次『西南院藏往生要集断簡』仏教芸術57（昭和40年3月）。興福寺藏往生要集——鈴木一男『興福寺本往生要集(1)(2)』南都仏教25（昭和45年10月）・同28（昭和47年6月）。方丈記——青木伶子『広本略本方丈記索引』（昭和40年、武蔵野書院）。平家物語——笠菜治『平家物語総索引』（昭和48年、福岡教育大学）。宇治拾遺物語——境田四郎・他『宇治拾遺物語総索引』（昭和50年、清文堂）。閑居友——峰岸明・王朝文学研究会『閑居友(本文及び総索引)』（昭和49年、笠間書院）。保元物語——坂詰力治・見野久幸『保元物語総索引』（昭和56年、武蔵野書院）。平治物語——坂詰力治・見野久幸『平治物語総索引』（昭和54年、武蔵野書院）。明恵上人行状——『高山寺資料叢書、明恵上人資料第一』（昭和57年、東京大学出版会）。東関紀行——江口正弘『東関紀行(本文及び総索引)』（昭和52年、熊本女子大学国語学研究室）。十訓抄——泉基博『十訓抄(本文と索引)』（昭和57年、笠間書院）。古今著聞集——永積安明・島田勇雄『日本古典文学大系、古今著聞集』（昭和51年、岩波書店）。光言句義釈聴集記——『高山寺資料叢書、明恵上人資料第二』（昭和53年、東京大学出版会）。唐物語——池田利夫『唐物語(校本及び総索引)』（昭和50年、笠間書院）。観智院本三宝絵——複製（昭和16年、古典保存会）。徒然草——時枝誠記『改訂版徒然草総索引』（昭和42年、至文堂）。

(18) この用法と、「名」字を直接に「イフ」と訓ずる用例が法華経玄賛に拾われたこととの間に、何らかの関連性が存するという考えも一往成り立つ。すなわち、平安中期以降の「——トナヅク」の混用例は、「——トイフ」の意で用いるとする見方である。しかし、この解釈にも亦、既に注(15)で述べた如き訓法の問題に絡んで、法華経玄賛の「——トイフ」が説明的・命名的意味用法の何れをも表わしているのに対して、和漢混濁文資料等の混用例は説明的意味用法を専らにすること、「——トナヅク」を「——トイフ」と同様用いるならば、強いて「——トナヅク」を用いる必要がないにもかかわらず、依然としてこれを用いること、しかもこれが実際には命名的意味用法の主要表現であることなど、諸の反証が挙げられるのである。無論、両者間に全く関連が無いと断言するのは早計であるが、むしろ「ナラバ——トイフ」との関連に於いて、その説明的意味用法を敷衍することによって、「——トナヅク」のかかる用法が起った如く理解できるのである。

(19) 注(2) 拙稿。

(20) 往生要集の訓点本の利用については、現在未調査につき、後考に俟たざるを得ない。しかし、院政鎌倉時代に於ける訓点資料の構文と訓法との関係が、かなり固定化されていることから、往生要集原漢文の構文の型を検討することも、訓法を類推する一助となる

平安鎌倉時代に於ける「ナラバ——トイフ」と「——トナヅク」について

と思われる。そこで往生要集（花山信勝『原本校註漢和対照往生要集』昭和12年、小山書店）大文第一の「地獄」に於ける構文の型を見ると、総て説明的意味用法を表わすもので、A（名——）型（或いは（名——））が十八例、B（名曰——）型が一例拾われ、殆どA型の構文であった。この時期、B型は「ナヲバ——トイフ」ともされるが、A型は「ナハ——」「——トナヅク」の何れかであって、「ナヲバ——トイフ」と訓まれることは恐らく無かつたはずである。因みに、原漢文を訓み下したものと考えられる興福寺藏往生要集（大文第十問答料簡）につき、原漢文との対照を行うと、意味用法の別を問わず、「——トナヅク」の二十例はA型、「ナツケテ——トイフ」の十四例はB型の構文に当るといふ結果であり、何れにせよ「ナヲバ——トイフ」とは訓まれていないのである。しかるに、地獄草紙の詞書と往生要集とが共に掲げる二別所（先掲）に於いては、後者がA型であるのに対して、前者では「ナヲバ——トイフ」の表現が用いられている（用例(3)(4)）のである。この検討結果は、地獄草紙の詞書が、往生要集の訓点本（或いは、興福寺藏本の如きその訓み下し文）を直接に利用したものと仮定した場合、その資料が、A型の構文を「ナヲバ——トイフ」と訓じていた平安後期より前に加點された資料が、少なくとも当時の言語の状況をよく伝える資料であつたと考える、一つの根拠となるものと推察される。しかし、本稿に述べた如く、往生要集自体の利用は限定的であつて、別所（小地獄）の名称を説明する部分のみ、往生要集（特に訓点本）に依拠したとは考え難いのではないだろうか。

〔付記〕 本稿は、昭和五十九年八月、広島大学に於いて開催された、第九回鎌倉時代語研究会にて口頭発表したものに基つき、加筆して稿を成したものである。席上、小林芳規先生・山内洋一郎氏から貴重な御教示を賜った。記して深謝申し上げる次第である。

（昭和五十九年十月十日稿了）